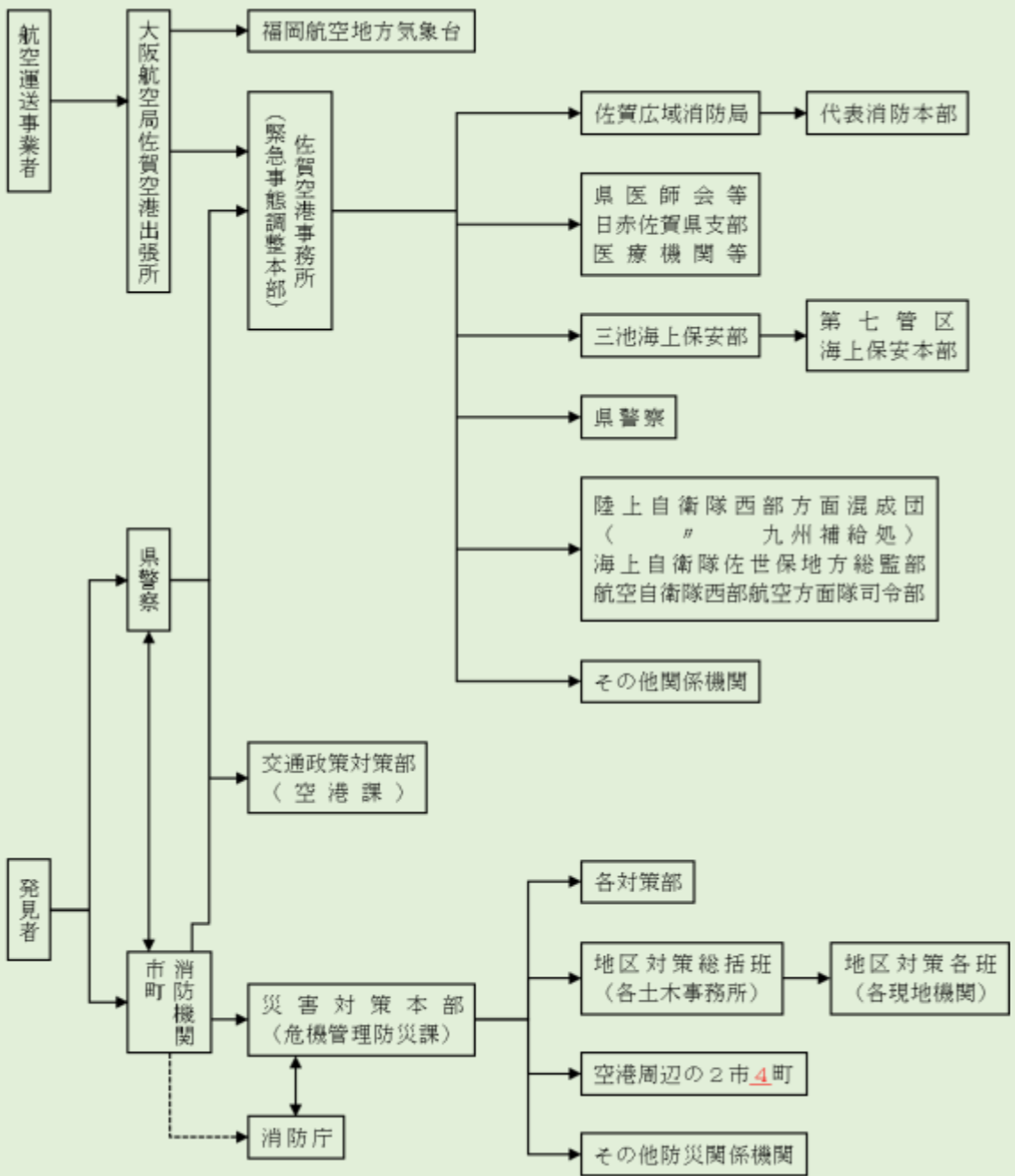
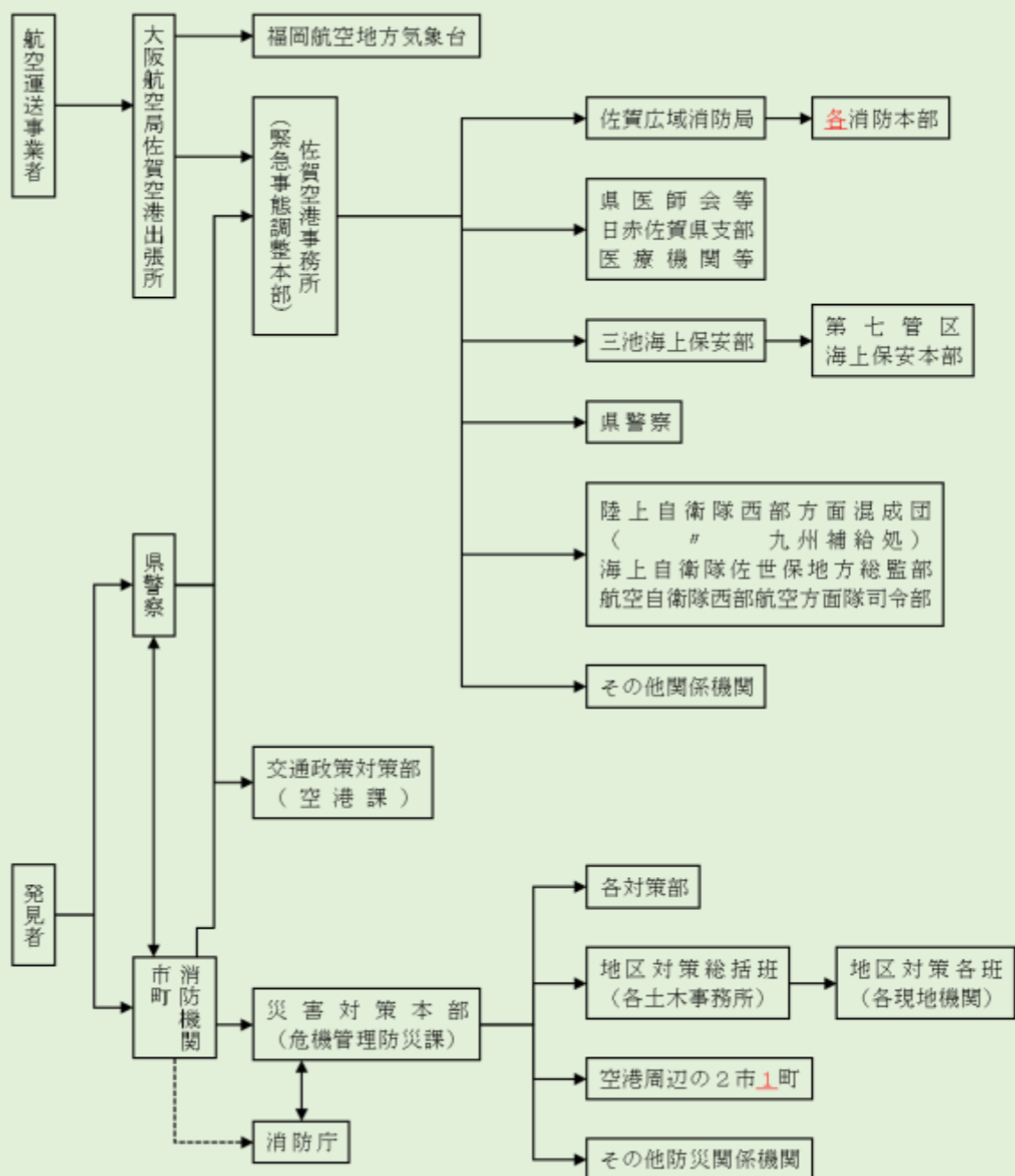


佐賀県地域防災計画（「第5編 その他の災害対策」）の修正案 新旧対照表

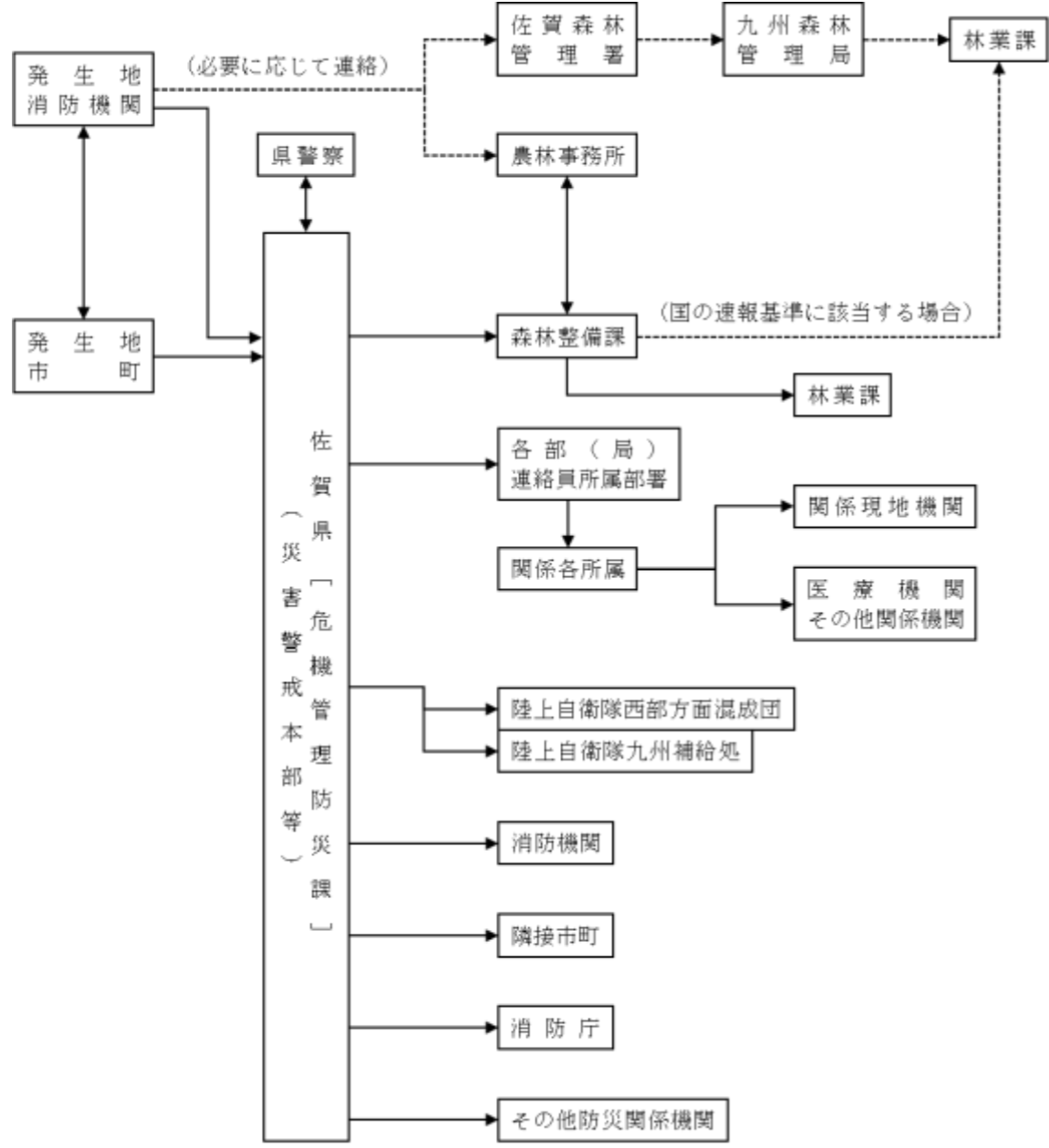
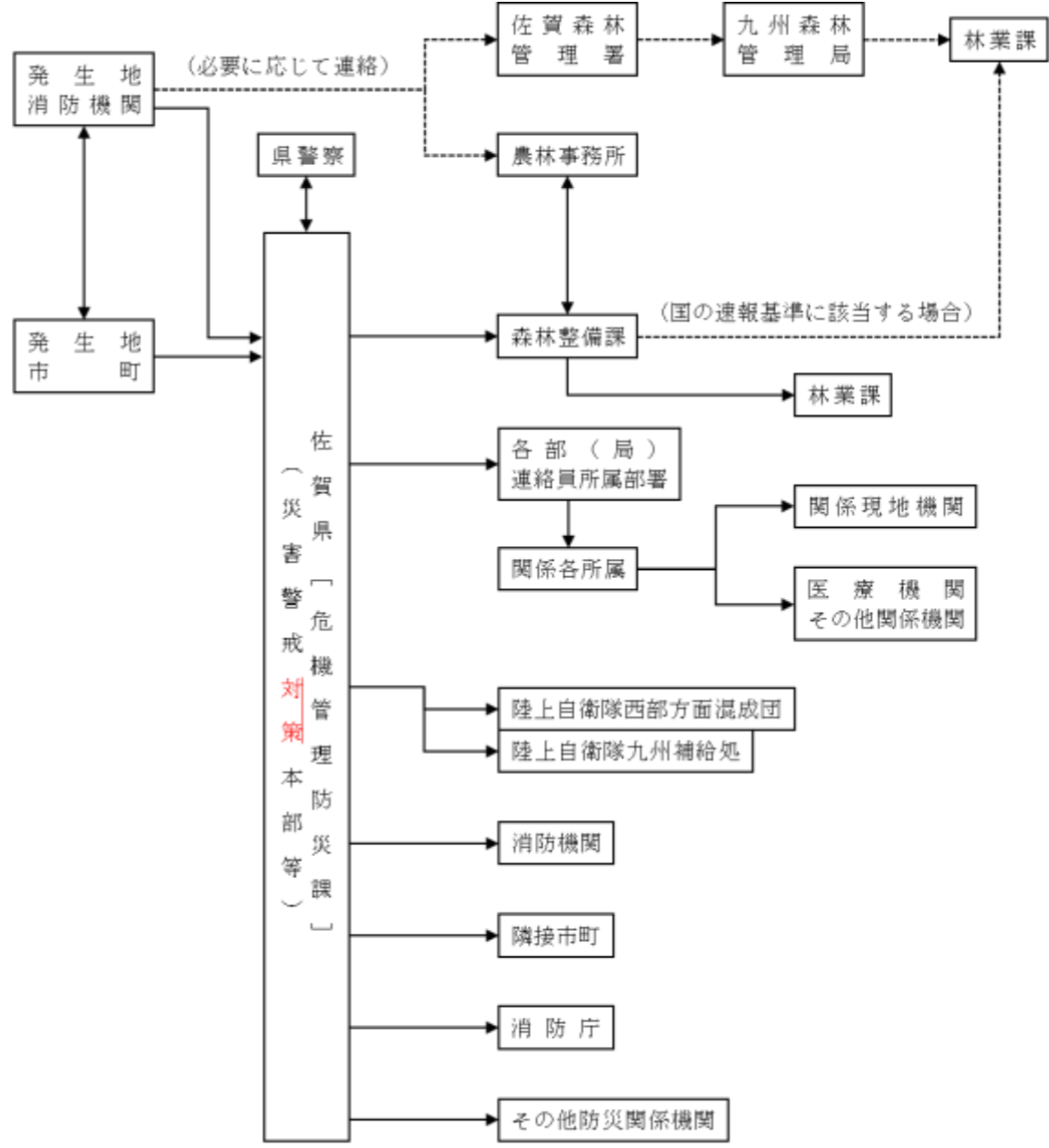
頁	現行	修正案	備考
4	<p>第2章 航空災害対策 第1節 災害予防対策計画</p> <p>第4項 捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備</p> <p>県警察、市町、消防機関、海上保安部、自衛隊、その防災関係機関、 県（危機管理防災課、空港課、佐賀空港事務所、医務課、薬務課）</p>	<p>第2章 航空災害対策 第1節 災害予防対策計画</p> <p>第4項 捜索、救助・救急、消火及び医療活動体制の整備</p> <p>県警察、市町、消防機関、海上保安部、自衛隊、その防災関係機関、 県（危機管理防災課、空港課、佐賀空港事務所、医務課、薬務課、防災航空センター）</p>	対象機関の追記
4	<p>2 救助・救急及び消火用資機材等の整備</p> <p>県、市町及び消防機関は、救助・救急及び消火活動を行うために必要な資機材、化学消防車、救助工作車、救急車、消防ポンプ自動車等の整備に努めるとともに、事故の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。 (略)</p>	<p>2 救助・救急及び消火用資機材等の整備</p> <p>県、市町及び消防機関は、救助・救急及び消火活動を行うために必要な資機材、化学消防車、救助工作車、救急車、消防ポンプ自動車、ヘリコプター等の整備に努めるとともに、事故の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。 (略)</p>	実態との整合に伴う追記
9	<p>第2節 災害応急対策計画</p> <p>第2項 災害情報の収集・連絡、報告</p> <p>県警察、海上保安部、市町、消防機関、自衛隊、航空運送事業者、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、空港課、佐賀空港事務所、医務課、関係各所属）</p>	<p>第2節 災害応急対策計画</p> <p>第2項 災害情報の収集・連絡、報告</p> <p>県警察、海上保安部、市町、消防機関、自衛隊、航空運送事業者、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、空港課、佐賀空港事務所、医務課、防災航空センター、関係各所属）</p>	関係機関の追記
(次頁)		(次項)	

頁	現行	修正案	備考
11	<p>1 航空事故発生時等の情報連絡ルート (略)</p> <p>(2) 災害対策本部の場合</p> <p>ア 【佐賀空港内及び空港周辺の場合】</p> 	<p>1 航空事故発生時等の情報連絡ルート (略)</p> <p>(2) 災害対策本部の場合</p> <p>ア 【佐賀空港内及び空港周辺の場合】</p> 	<p>佐賀県消防長会からの意見に基づく修正</p>
13	<p>2 災害情報の収集・連絡 (略)</p> <p>(2) 災害情報の収集・連絡</p> <p>各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、被害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。</p> <p>ア ヘリコプター等による緊急災害情報の収集</p> <p>県は、早期に被害の概要を把握するため、ヘリコプター（県警察ヘリコプターのほか、必</p>	<p>2 災害情報の収集・連絡 (略)</p> <p>(2) 災害情報の収集・連絡</p> <p>各防災関係機関は、可能な限りの手段を講じて災害情報を収集する。特に、被害の程度を早期に把握するために必要な緊急災害情報の迅速な収集・連絡に努める。</p> <p>ア ヘリコプター等による緊急災害情報の収集</p> <p>県は、早期に被害の概要を把握するため、ヘリコプター（<u>県消防防災ヘリコプター</u>、県警</p>	<p>佐賀県緊急時対処計画に基づく修正</p> <p>対象ヘリコプター</p>

頁	現行	修正案	備考
	要に応じて第七管区海上保安本部、自衛隊及び他県へ応援要請) 等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。 (略)	察ヘリコプターのほか、要に応じて第七管区海上保安本部、自衛隊及び他県へ応援要請) 等による画像情報を含む緊急災害情報を収集するものとする。 (略)	の追加
18	第4項 搜索活動 県警察、市町、消防機関、海上保安部、自衛隊、 県 (危機管理防災課)	第4項 搜索活動 県警察、市町、消防機関、海上保安部、自衛隊、 県 (危機管理防災課、 <u>防災航空センター</u>)	対象機関の追記
18	1 県 県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消防機関 <u>及び</u> 市町、 <u>その他</u> 防災関係機関の搜索活動の状況に応じて、次の措置をとる。 (新設) <u>(1)</u> 他の市町に対し、応援を指示する。 <u>(2)</u> 消防庁に対し、広域航空消防応援を要請する。 <u>(3)</u> 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。 (略) 4 消防機関及び市町 消防機関及び市町は、他の防災関係機関との密接な連携のもとに、搜索活動を行う。	1 県 県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消防機関、 <u>市町及び</u> その他防災関係機関の搜索活動の状況に応じて、次の措置をとる。 <u>(1) 県消防防災ヘリコプターによる搜索活動を実施する。</u> <u>(2)</u> 他の市町に対し、応援を指示する。 <u>(3)</u> 消防庁に対し、広域航空消防応援を要請する。 <u>(4)</u> 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。 (略) 4 消防機関及び市町 消防機関及び市町は、他の防災関係機関との密接な連携のもとに、搜索活動を行う。 <u>また、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。</u>	誤字修正 県実施事項の追加 付番修正 実態との整合に伴う追記
18	第5項 救助・救急及び消火活動 県警察、海上保安部、市町、消防機関、自衛隊、 県 (危機管理防災課、空港課、佐賀空港事務所)	第5項 救助・救急及び消火活動 県警察、海上保安部、市町、消防機関、自衛隊、 県 (危機管理防災課、空港課、 <u>防災航空センター</u> 、佐賀空港事務所)	対象機関の追記
19	1 県 (1) 応援の指示又は出動・派遣の要請 県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消防機関及び市町、他の防災関係機関の救助・救急及び消火活動の状況に応じて、次の措置をとる。 (新設) <u>ア</u> 他の市町に対し、応援を指示する。 <u>イ</u> 消防庁に対し、広域航空消防応援及び緊急消防援助隊の出動を要請する。 <u>ウ</u> 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。 (略) 4 消防機関及び市町 (1) 救助・救急活動 消防機関及び市町は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行い、負傷者等については、医療機関 (救護所を含む。) に搬送する。 (略) (2) 消火活動 消防機関及び市町は、速やかに火災の発生状況を把握し、迅速に消火活動を実施する。	1 県 (1) 応援の指示又は出動・派遣の要請 県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消防機関及び市町、他の防災関係機関の救助・救急及び消火活動の状況に応じて、次の措置をとる。 <u>ア 県消防防災ヘリコプターによる救助・救急及び消火活動を実施する。</u> <u>イ</u> 他の市町に対し、応援を指示する。 <u>ウ</u> 消防庁に対し、広域航空消防応援及び緊急消防援助隊の出動を要請する。 <u>エ</u> 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。 (略) 4 消防機関及び市町 (1) 救助・救急活動 消防機関及び市町は、速やかに救助を要する者の把握に努めるとともに、他の防災関係機関との密接な連携のもと救助を行い、負傷者等については、医療機関 (救護所を含む。) に搬送する。 <u>また、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。</u> (略) (2) 消火活動 消防機関及び市町は、速やかに火災の発生状況を把握し、迅速に消火活動を実施する。	県実施事項の追加 付番修正 実態との整合に伴う追記

頁	現行	修正案	備考
		<u>また、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。</u>	実態との整合に伴う追記
21	第9項 輸送対策 県警察、市町、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、産業政策課、空港課、交通政策課、水産課、総務事務センター）	第9項 輸送対策 県警察、市町、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、産業政策課、空港課、交通政策課、水産課、総務事務センター、 <u>防災航空センター</u> ）	対象機関の追記
22	2 輸送手段の確保 （略） (3) 航空機（ヘリコプター） （新設） ア 消防庁に対し、広域航空消防応援の要請 イ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請 （略）	2 輸送手段の確保 （略） (3) 航空機（ヘリコプター） <u>ア 県消防防災ヘリコプターによる輸送</u> イ 消防庁に対し、広域航空消防応援の要請 ウ 自衛隊に対し、災害派遣による応援を要請 （略）	実態との整合に伴う追記・付番修正
	第3章 林野火災対策 第1節 災害予防対策計画 第3項 消火活動体制の整備 市町、消防機関、 県（危機管理防災課、林業課、森林整備課、防災航空センター）	第3章 林野火災対策 第1節 災害予防対策計画 第3項 消火活動体制の整備 市町、消防機関、 県（危機管理防災課、林業課、森林整備課、防災航空センター）	
28	2 消火用資機材等の整備 市町及び消防機関は、軽可搬式消防ポンプ等の資機材の整備に努めるとともに、林野火災の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。 県は、空中消火用資機材の整備に努めるとともに、消防機関と協議の上、適正な分散配置に努める。	2 消火用資機材等の整備 市町及び消防機関は、軽可搬式消防ポンプ等の資機材の整備に努めるとともに、林野火災の際には、その機能が十分発揮されるよう点検整備を実施する。 県は、 <u>ヘリコプター及び</u> 空中消火用資機材の整備に努めるとともに、消防機関と協議の上、適正な分散配置に努める。	実態との整合に伴う追記
	第2節 災害応急対策計画 第2項 活動体制の確立 森林管理署、市町、森林所有者、その他防災関係機関、 県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、林業課、森林整備課、各部（局）連絡員所属部署、関係各所属）	第2節 災害応急対策計画 第2項 活動体制の確立 森林管理署、市町、森林所有者、その他防災関係機関、 県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、林業課、森林整備課、各部（局）連絡員所属部署、関係各所属）	
31	1 県 （略） (2) 災害警戒本部 ア 設置基準 林野火災が拡大し、次のいずれかに該当する場合で、副知事（防災監）（不在のときは、危機管理・報道局長）が必要と認める場合 (ア) 焼損面積が10ha以上と推定される場合 (イ) 火災により3人以上の死者又は死者及び負傷者の合計が10人以上生じた場合 (ウ) 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とする場合 (エ) 集落等へ延焼し、又は延焼のおそれがある等社会的に影響度が高い場合 (オ) その他林野火災に関し、必要と認める場合 イ 所掌事務	1 県 （略） (2) 災害警戒 <u>対策</u> 本部 ア 設置基準 林野火災が拡大し、次のいずれかに該当する場合で、副知事（防災監）（不在のときは、危機管理・報道局長）が必要と認める場合 (ア) 焼損面積が10ha以上と推定される場合 (イ) 火災により3人以上の死者又は死者及び負傷者の合計が10人以上生じた場合 (ウ) 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して空中消火を必要とする場合 (エ) 集落等へ延焼し、又は延焼のおそれがある等社会的に影響度が高い場合 (オ) その他林野火災に関し、必要と認める場合 イ 所掌事務	体制変更に伴う修正

頁	現行	修正案	備考				
	<p>災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整並びに空中消火の実施に関すること。</p> <p>ウ 構成 危機管理防災課、報道課、広報広聴課、林業課、森林整備課、各部（局）連絡員所属部署、情報収集・災害応急対策が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。 災害警戒本部長は、副知事（防災監）をもって充て、副知事（防災監）が不在のときは、危機管理・報道局長が代理する。</p> <p>エ 配備要員 災害警戒本部の要員として、災害警戒本部を構成する本庁各所属及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者</p> <p>オ 知事等幹部職員への連絡 休日・夜間等における知事、副知事、各対策部長等幹部職員等に対する災害警戒本部自動設置の連絡は、宿日直職員から電子メールにより行う。 なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。</p> <p>カ その他 佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。 (新設)</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整並びに空中消火の実施に関すること。</p> <p>ウ 構成 危機管理防災課、報道課、広報広聴課、林業課、森林整備課、各部（局）連絡員所属部署、情報収集・災害応急対策が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。 災害警戒対策本部長は、副知事（防災監）をもって充て、副知事（防災監）が不在のときは、危機管理・報道局長が代理する。</p> <p>エ 配備要員 災害警戒対策本部の要員として、災害警戒対策本部を構成する本庁各所属及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者</p> <p>オ 知事等幹部職員への連絡 休日・夜間等における知事、副知事、各対策部長等幹部職員等に対する災害警戒対策本部自動設置の連絡は、宿日直職員から電子メールにより行う。 なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。</p> <p>カ その他 佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。</p> <p>キ <u>現地災害警戒対策本部</u> <u>災害警戒対策本部長（副知事（防災監））は、必要に応じ、現地災害警戒対策本部を設置し、現地災害警戒対策本部長を危機管理・報道局副局長又は他の職員から指名する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>体制変更に伴う修正</p> <p>体制変更に伴う修正</p> <p>体制変更に伴う修正</p> <p>体制変更に伴う組織設置に係る追記</p>				
33	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第3項 災害情報の収集・連絡、報告</td> <td>県警察、森林管理署、市町、消防機関、自衛隊、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、森林整備課、医務課、関係各所属）</td> </tr> </table>	第3項 災害情報の収集・連絡、報告	県警察、森林管理署、市町、消防機関、自衛隊、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、森林整備課、医務課、関係各所属）	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第3項 災害情報の収集・連絡、報告</td> <td>県警察、森林管理署、市町、消防機関、自衛隊、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、森林整備課、医務課、防災航空センター、 関係各所属）</td> </tr> </table>	第3項 災害情報の収集・連絡、報告	県警察、森林管理署、市町、消防機関、自衛隊、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、森林整備課、医務課、 防災航空センター 、 関係各所属）	<p>対象機関の追記</p>
第3項 災害情報の収集・連絡、報告	県警察、森林管理署、市町、消防機関、自衛隊、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、森林整備課、医務課、関係各所属）						
第3項 災害情報の収集・連絡、報告	県警察、森林管理署、市町、消防機関、自衛隊、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、森林整備課、医務課、 防災航空センター 、 関係各所属）						
	(次項)	(次項)					

頁	現行	修正案	備考
35	<p>1 林野火災発生時等の情報連絡ルート (略) (3) 林野火災拡大時（災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合）</p> 	<p>1 林野火災発生時等の情報連絡ルート (略) (3) 林野火災拡大時（災害警戒対策本部又は災害対策本部設置の場合）</p> 	<p>体制変更に伴う修正 体制変更に伴う修正</p>
38	<p>第4項 消火活動 市町、消防機関、自衛隊、 県（危機管理防災課）</p>	<p>第4項 消火活動 市町、消防機関、自衛隊、 県（危機管理防災課、防災航空センター）</p>	<p>対象機関の追記</p>
39	<p>3 空中消火活動 (略) (2) 応援要請 ア 市町及び消防機関 市町及び消防機関は、空中消火の要請を決定した場合は、速やかに次の措置を講じる。 (新設)</p>	<p>3 空中消火活動 (略) (2) 応援要請 ア 市町及び消防機関 市町及び消防機関は、空中消火の要請を決定した場合は、速やかに次の措置を講じる。 (ア) 県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。</p>	<p>措置事項の追記</p>

頁	現行	修正案	備考				
	<p>(ア) 県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。</p> <p>(イ) 県に対し、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。</p> <p>イ 県 県は、自衛隊の災害派遣の要請又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援の要請を受け、必要と認めた場合は、直ちに自衛隊又は消防庁に対し要請を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>(イ) 県に対し、自衛隊の災害派遣の要請を要求する。</p> <p>(ウ) 県に対し、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援要請を行う。</p> <p>イ 県 県は、<u>県消防防災ヘリコプターを出動する。また、</u>自衛隊の災害派遣の要請又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく応援の要請を受け、必要と認めた場合は、直ちに自衛隊又は消防庁に対し要請を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>付番修正</p> <p>実態との整合に伴う追記</p>				
44	<p>第4章 海上災害対策 第1節 災害予防対策計画</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第3項 油等の大量流出時における防除資機材等の整備</td> <td>海上保安部、九州地方整備局唐津港湾事務所、市町、消防機関、海上運送事業者等、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、水産課、<u>農山漁村課</u>、港湾課）</td> </tr> </table>	第3項 油等の大量流出時における防除資機材等の整備	海上保安部、九州地方整備局唐津港湾事務所、市町、消防機関、海上運送事業者等、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、水産課、 <u>農山漁村課</u> 、港湾課）	<p>第4章 海上災害対策 第1節 災害予防対策計画</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第3項 油等の大量流出時における防除資機材等の整備</td> <td>海上保安部、九州地方整備局唐津港湾事務所、市町、消防機関、海上運送事業者等、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、水産課、港湾課）</td> </tr> </table>	第3項 油等の大量流出時における防除資機材等の整備	海上保安部、九州地方整備局唐津港湾事務所、市町、消防機関、海上運送事業者等、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、水産課、港湾課）	<p>組織体制の変更に伴う修正</p>
第3項 油等の大量流出時における防除資機材等の整備	海上保安部、九州地方整備局唐津港湾事務所、市町、消防機関、海上運送事業者等、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、水産課、 <u>農山漁村課</u> 、港湾課）						
第3項 油等の大量流出時における防除資機材等の整備	海上保安部、九州地方整備局唐津港湾事務所、市町、消防機関、海上運送事業者等、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、水産課、港湾課）						
	<p>第2節 災害応急対策計画</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第1項 活動体制の確立</td> <td>海上保安部、市町、事故の原因者（事故船舶の船長及びその所有者等をいう。以下同じ）、その他防災関係機関、 県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、医務課、水産課、港湾課、各部（局）連絡員所属部署、関係各所属）</td> </tr> </table>	第1項 活動体制の確立	海上保安部、市町、事故の原因者（事故船舶の船長及びその所有者等をいう。以下同じ）、その他防災関係機関、 県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、医務課、水産課、港湾課、各部（局）連絡員所属部署、関係各所属）	<p>第2節 災害応急対策計画</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">第1項 活動体制の確立</td> <td>海上保安部、市町、事故の原因者（事故船舶の船長及びその所有者等をいう。以下同じ）、その他防災関係機関、 県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、医務課、水産課、港湾課、各部（局）連絡員所属部署、関係各所属）</td> </tr> </table>	第1項 活動体制の確立	海上保安部、市町、事故の原因者（事故船舶の船長及びその所有者等をいう。以下同じ）、その他防災関係機関、 県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、医務課、水産課、港湾課、各部（局）連絡員所属部署、関係各所属）	
第1項 活動体制の確立	海上保安部、市町、事故の原因者（事故船舶の船長及びその所有者等をいう。以下同じ）、その他防災関係機関、 県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、医務課、水産課、港湾課、各部（局）連絡員所属部署、関係各所属）						
第1項 活動体制の確立	海上保安部、市町、事故の原因者（事故船舶の船長及びその所有者等をいう。以下同じ）、その他防災関係機関、 県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、医務課、水産課、港湾課、各部（局）連絡員所属部署、関係各所属）						
46	<p>1 県 (略)</p> <p>(2) 災害警戒本部 ア 設置基準 海上災害の発生又はその拡大により、次のいずれかに該当する場合で、副知事（防災監）（不在のときは、危機管理・報道局長）が必要と認める場合</p> <p>(ア) 救助を要する者が多数発生した場合</p> <p>(イ) 大量の油流出事故が発生し、流出油の漂流進路予測等から県沿岸に流出油が漂着し又はそのおそれがあるなど、相当な被害が予想される場合</p> <p>(ウ) その他海上災害に関し、必要と認める場合</p> <p>イ 所掌事務 災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整</p> <p>ウ 構成 危機管理防災課、報道課、広報広聴課、水産課、港湾課、各部（局）連絡員所属部署、情報収集・災害応急対策が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。</p> <p>災害警戒本部長は、副知事（防災監）をもって充て、副知事（防災監）が不在のときは、危機管理・報道局長が代理する。</p> <p>エ 配備要員</p>	<p>1 県 (略)</p> <p>(2) 災害警戒<u>対策</u>本部 ア 設置基準 海上災害の発生又はその拡大により、次のいずれかに該当する場合で、副知事（防災監）（不在のときは、危機管理・報道局長）が必要と認める場合</p> <p>(ア) 救助を要する者が多数発生した場合</p> <p>(イ) 大量の油流出事故が発生し、流出油の漂流進路予測等から県沿岸に流出油が漂着し又はそのおそれがあるなど、相当な被害が予想される場合</p> <p>(ウ) その他海上災害に関し、必要と認める場合</p> <p>イ 所掌事務 災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整</p> <p>ウ 構成 危機管理防災課、報道課、広報広聴課、水産課、港湾課、各部（局）連絡員所属部署、情報収集・災害応急対策が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。</p> <p>災害警戒<u>対策</u>本部長は、副知事（防災監）をもって充て、副知事（防災監）が不在のときは、危機管理・報道局長が代理する。</p> <p>エ 配備要員</p>	<p>体制変更に伴う修正</p> <p>体制変更に伴う修正</p>				

頁	現行	修正案	備考
	<p>災害警戒本部の要員として、災害警戒本部を構成する本庁各所属及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者。</p> <p>オ 知事等幹部職員への連絡</p> <p>休日・夜間等における知事、副知事、各対策部長等幹部職員等に対する災害警戒本部自動設置の連絡は、宿日直職員から電子メールにより行う。</p> <p>なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。</p> <p>カ その他</p> <p>佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>災害警戒対策本部の要員として、災害警戒対策本部を構成する本庁各所属及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者。</p> <p>オ 知事等幹部職員への連絡</p> <p>休日・夜間等における知事、副知事、各対策部長等幹部職員等に対する災害警戒対策本部自動設置の連絡は、宿日直職員から電子メールにより行う。</p> <p>なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡する。</p> <p>カ その他</p> <p>佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。</p> <p>キ 現地災害警戒対策本部 災害警戒対策本部長（副知事（防災監））は、必要に応じ、現地災害警戒対策本部を設置し、現地災害警戒対策本部長を危機管理・報道局副局長又は他の職員から指名する。</p> <p>(略)</p>	<p>体制変更に伴う修正</p> <p>体制変更に伴う修正</p> <p>体制変更に伴う組織設置に係る追記</p>
	<p>第2項 災害情報の収集・連絡、報告</p> <p>県警察、海上保安部、市町、消防機関、事故の原因者、その他防災関係機関、県（危機管理防災課、防災航空センター）</p>	<p>第2項 災害情報の収集・連絡、報告</p> <p>県警察、海上保安部、市町、消防機関、事故の原因者、その他防災関係機関、県（危機管理防災課、防災航空センター）</p>	
51	<p>1 海上災害発生時等の情報連絡ルート</p> <p>(略)</p> <p>(2) 海上災害拡大時（災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合）</p> <p>(次項)</p>	<p>1 海上災害発生時等の情報連絡ルート</p> <p>(略)</p> <p>(2) 海上災害拡大時（災害警戒対策本部又は災害対策本部設置の場合）</p> <p>(次項)</p>	<p>体制変更に伴う修正</p>

頁	現行	修正案	備考
51			体制変更に伴う修正
54	<p>2 災害情報の収集・連絡 (略) 【情報収集・連絡系統図】 (次項)</p>	<p>2 災害情報の収集・連絡 (略) 【情報収集・連絡系統図】 (次項)</p>	

頁	現行		修正案		備考	
①船舶事故等の発生状況 (発生時刻、発生場所、船舶名、船舶会社名乗組員数、乗客名油の流出状況概括的被害状況)	海上保安部	→ 危機管理・報道	海上保安部	→ 危機管理・報道	佐賀県 (災害対策本部等)	
	消防機関	→	消防機関	→		
	市町	→	市町	→		
	漁業協同組合	→ 農林水産	漁業協同組合	→ 農林水産		
		→ 県警察		→ 県警察		
	②人的被害状況 (死傷者数、行方不明者数)	海上保安部	→ 危機管理・報道	海上保安部		→ 危機管理・報道
		消防機関	→ 健康福祉	消防機関		→ 健康福祉
		市町	→ 県警察	市町		→ 県警察
	③搬送先の医療機関名及び搬送負傷者数等の数	消防機関	→ 危機管理・報道	消防機関		→ 危機管理・報道
	⑧医療機関からの情報 (負傷者等の氏名及びその症状)	病院管理者	→ 健康福祉	病院管理者		→ 健康福祉
	⑤油等の流出、漂流及び漂着状況	市町	→ 危機管理・報道	市町		→ 危機管理・報道
		海上保安部	→	海上保安部		→
		漁業協同組合	→ 農林水産	漁業協同組合		→ 農林水産
		海岸管理者	→	海岸管理者		→
	(建設海岸、一般公共海岸)	→ 県土整備	(建設海岸、一般公共海岸)	→ 県土整備		
	(農地海岸)	→ 農林水産	(農地海岸)	→ 農林水産		
	漁港管理者	→ 地域交流	漁港管理者	→ 農林水産		
	河川管理者	→ 県土整備	河川管理者	→ 県土整備		
	港湾管理者	→ 地域交流	港湾管理者	→ 地域交流		
⑥流出油による水産資源及び環境への影響		→ 県民環境 → 農林水産		→ 県民環境 → 農林水産		
⑦その他応急対策の実施状況	各防災関係機関	→ 関係部(局) (対策部)	各防災関係機関	→ 関係部(局) (対策部)		

組織体制の変更に伴う修正

頁	現行	修正案	備考
	<p>第4項 消火活動</p> <p>海上保安部、市町、消防機関、事故の原因者、海上災害防止センター、 県（危機管理防災課、防災航空センター）</p>	<p>第4項 消火活動</p> <p>海上保安部、市町、消防機関、事故の原因者、海上災害防止センター、 県（危機管理防災課、防災航空センター）</p>	
56	<p>1 県</p> <p>県は、海上保安部からの通報を受けて必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消火活動の状況に応じて、次の措置をとる。</p> <p>(1) 他の市町に対し、応援を指示する。 (2) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。 (3) 消防防災ヘリコプターを出動する。</p>	<p>1 県</p> <p>県は、海上保安部からの通報を受けて必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消火活動の状況に応じて、次の措置をとる。</p> <p>(1) 他の市町に対し、応援を指示する。 (2) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。 (3) 県消防防災ヘリコプターを出動する。</p>	脱字追記
	<p>第5章 大規模火事災害対策</p> <p>第2節 災害応急対策計画</p> <p>第1項 活動体制の確立</p> <p>市町、その他防災関係機関、 県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、医務課、各部（局）連絡員所属部署、関係各所属）</p>	<p>第5章 大規模火事災害対策</p> <p>第2節 災害応急対策計画</p> <p>第1項 活動体制の確立</p> <p>市町、その他防災関係機関、 県（広報広聴課、報道課、危機管理防災課、医務課、各部（局）連絡員所属部署、関係各所属）</p>	
69	<p>1 県</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害警戒本部</p> <p>ア 設置基準</p> <p>火災が発生し、次のいずれかに該当する場合で、副知事（防災監）（不在のときは、危機管理・報道局長）が必要と認める場合</p> <p>(ア) 隣接の消防本部を超えて応援要請が行われた場合 (イ) 延焼拡大により、多数の住民の避難・収容が必要な場合 (ウ) その他大規模火事災害に関し、必要と認める場合</p> <p>イ 所掌事務</p> <p>災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整</p> <p>ウ 構成</p> <p>危機管理防災課、報道課、広報広聴課、各部（局）連絡員所属部署、情報収集・災害応急対策が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。</p> <p>災害警戒本部長は、副知事（防災監）をもって充て、副知事（防災監）が不在のときは、危機管理・報道局長が代理する。</p> <p>エ 配備要員</p> <p>災害警戒本部の要員として、災害警戒本部を構成する本庁各所属及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者</p> <p>オ 知事等幹部職員への連絡</p> <p>休日・夜間等における知事、副知事、各対策部長等幹部職員等に対する災害警戒本部自動設置の連絡は、宿日直職員から電子メールにより行う。</p> <p>なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡す</p>	<p>1 県</p> <p>(略)</p> <p>(2) 災害警戒対策本部</p> <p>ア 設置基準</p> <p>火災が発生し、次のいずれかに該当する場合で、副知事（防災監）（不在のときは、危機管理・報道局長）が必要と認める場合</p> <p>(ア) 隣接の消防本部を超えて応援要請が行われた場合 (イ) 延焼拡大により、多数の住民の避難・収容が必要な場合 (ウ) その他大規模火事災害に関し、必要と認める場合</p> <p>イ 所掌事務</p> <p>災害対策に関する諸情勢等の連絡、防災関係機関の所掌事務に応じた災害応急対策実施状況等の相互連絡及び調整</p> <p>ウ 構成</p> <p>危機管理防災課、報道課、広報広聴課、各部（局）連絡員所属部署、情報収集・災害応急対策が必要となる所属及び関係現地機関で構成する。</p> <p>災害警戒対策本部長は、副知事（防災監）をもって充て、副知事（防災監）が不在のときは、危機管理・報道局長が代理する。</p> <p>エ 配備要員</p> <p>災害警戒対策本部の要員として、災害警戒対策本部を構成する本庁各所属及び現地機関の長が、所属職員の中からあらかじめ定める者</p> <p>オ 知事等幹部職員への連絡</p> <p>休日・夜間等における知事、副知事、各対策部長等幹部職員等に対する災害警戒対策本部自動設置の連絡は、宿日直職員から電子メールにより行う。</p> <p>なお、勤務時間内においては、固定電話、庁内電話、庁内放送等により、迅速に連絡す</p>	<p>体制変更に伴う修正</p> <p>体制変更に伴う修正</p> <p>体制変更に伴う修正</p>

頁	現行	修正案	備考
	<p>る。</p> <p>カ その他 佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>る。</p> <p>カ その他 佐賀県災害対策運営要領の定めるところによる。</p> <p>キ <u>現地災害警戒対策本部</u> <u>災害警戒対策本部長（副知事（防災監））は、必要に応じ、現地災害警戒対策本部を設置し、現地災害警戒対策本部長を危機管理・報道局副局長又は他の職員から指名する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>体制変更に伴う組織設置に係る追記</p>

頁	現行	修正案	備考
71	第2項 災害情報の収集・連絡、報告 県警察、市町、消防機関、自衛隊、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、医務課、関係各所属）	第2項 災害情報の収集・連絡、報告 県警察、市町、消防機関、自衛隊、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、医務課、 防災航空センター 、関係各所属）	対象機関の追記
74	1 大規模火災発生時等の情報連絡ルート (略) (3) 大規模火災拡大時（災害警戒本部又は災害対策本部設置の場合）	1 大規模火災発生時等の情報連絡ルート (略) (3) 大規模火災拡大時（災害警戒 対策 本部又は災害対策本部設置の場合）	体制変更に伴う修正
			体制変更に伴う修正
	第3項 消火活動 市町、消防機関、 県（危機管理防災課）	第3項 消火活動 市町、消防機関、 県（危機管理防災課）	
77	1 県 県は、市町及び消防機関から要請を受けた場合又は火災の状況から判断して自ら必要と認める場合は、消防庁に、緊急消防援助隊の出動要請を行う。	1 県 県は、市町及び消防機関から要請の 連絡 を受けた場合又は火災の状況から判断して自ら必要と認める場合は、消防庁に、緊急消防援助隊の出動要請を行う。	文言修正

頁	現行	修正案	備考
(略)	(略)	(略)	
86	<p>第2項 災害情報の収集・連絡、報告</p> <p>県警察、九州運輸局、市町、消防機関、自衛隊、鉄道事業者、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、医務課、交通政策課、関係各所属）</p>	<p>第2項 災害情報の収集・連絡、報告</p> <p>県警察、九州運輸局、市町、消防機関、自衛隊、鉄道事業者、その他防災関係機関、 県（危機管理防災課、医務課、交通政策課、<u>防災航空センター</u>、関係各所属）</p>	対象機関の追記
87	<p>1 鉄道災害発生時の情報連絡ルート (1) 災害警戒本部設置の場合</p>	<p>1 鉄道災害発生時の情報連絡ルート (1) 災害警戒<u>対策</u>本部設置の場合</p>	<p>体制変更に伴う修正</p> <p>体制変更に伴う修正</p>

頁	現行	修正案	備考
88	<p>(2) 鉄道災害拡大時（災害対策本部設置の場合）</p>	<p>(2) 鉄道災害拡大時（災害対策本部設置の場合）</p>	誤字修正
91	<p>第4項 救助活動</p> <p>県警察、市町、消防機関、自衛隊、鉄道事業者、 県（危機管理防災課）</p>	<p>第4項 救助活動</p> <p>県警察、市町、消防機関、自衛隊、鉄道事業者、 県（危機管理防災課、<u>防災航空センター</u>）</p>	対象機関の追記
	<p>1 県</p> <p>県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消防機関、市町及びその他の防災関係機関の救助活動の状況に応じて、次の措置をとる。</p> <p>（新設）</p> <p>(1) 他の市町に対し、応援の指示をする。</p> <p>(2) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。</p> <p>(3) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。</p> <p>（略）</p> <p>3 市町及び消防機関</p> <p>（略）</p> <p>また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援要請を行う。</p> <p>（略）</p>	<p>1 県</p> <p>県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消防機関、市町及びその他の防災関係機関の救助活動の状況に応じて、次の措置をとる。</p> <p><u>(1) 県消防防災ヘリコプターによる救助活動を実施する。</u></p> <p>(2) 他の市町に対し、応援の指示をする。</p> <p>(3) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。</p> <p>(4) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。</p> <p>（略）</p> <p>3 市町及び消防機関</p> <p>（略）</p> <p>また、自らの救助活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援要請を行う。<u>必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。</u></p> <p>（略）</p>	<p>実態との整合に伴う追記</p> <p>実態との整合に伴う追記</p>
92	<p>第5項 救急活動</p> <p>市町、消防機関、自衛隊、 県（危機管理防災課）</p>	<p>第5項 救急活動</p> <p>市町、消防機関、自衛隊、 県（危機管理防災課、<u>防災航空センター</u>）</p>	対象機関の追記

頁	現行	修正案	備考
92	<p>1 県</p> <p>県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消防機関、市町の救急活動の状況に応じて、次の措置をとる。</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。</p> <p>(2) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。</p> <p>2 市町及び消防機関</p> <p>(略)</p> <p>消防機関は、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援要請を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>1 県</p> <p>県は、自ら必要と認めた場合又は消防機関若しくは市町から応援を求められた場合は、消防機関、市町の救急活動の状況に応じて、次の措置をとる。</p> <p><u>(1) 県消防防災ヘリコプターによる救急活動を実施する。</u></p> <p>(2) 消防庁に対し、緊急消防援助隊の出動を要請する。</p> <p>(3) 自衛隊に対し、災害派遣を要請する。</p> <p>2 市町及び消防機関</p> <p>(略)</p> <p>消防機関は、自らの救急活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援要請を行う。<u>必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>実態との整合に伴う追記</p> <p>実態との整合に伴う追記</p>